

函館市監査公表第21号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 瞳 子

函農企
令和4年(2022年)9月13日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤壽樹

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、
次のとおり通知します。

部局名	農林水産部					
監査の種類	定期監査・財政援助団体等監査・その他(行政監査)					
監査等実施期間	令和2年10月16日～令和4年3月25日	提出日	令和4年5月19日			
監査項目等	郵便切手やICカード乗車券などの金券等の取扱いについて 勧告事項、指摘事項、意見					
<p>イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について</p> <p>郵便切手の調達について、基本的に調達した分は、調達した年度内に使用されるべきであるが、年度末(3月中)に調達が集中し、予算執行上好ましくない状況が見受けられた。</p> <p>調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。</p>						
措置内容、対応・考え方						
<p>【対応】</p> <p>郵便切手の調達につきましては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握し、計画的な調達に努めてまいります。</p>						